《扶養の認定に必要な書類の例》

- ※ 提出書類の詳細については、必ずお勤め先の健康保険窓口にお問い合わせください。 ここで記載されている書類は基本的な例です。申請対象者の状況により記載されている以外の書類の提出を求める場合や、一部提出不要となる場合があります。
- ※ 提出書類を当組合にて確認の後、不明点等があれば、その内容が確認できるまで追加で書類の提出を求めることとなります。
- ※ 被扶養者(異動)届〈増加〉に添付する書類は、個人番号(マイナンバー)の記載がないものをご提出ください。 個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は判読不能な状態にしてご提出ください。
- ※ 被扶養者の認定日は、出生等を除き、原則当組合が全ての提出書類を受け付けた日となります。 事由発生日(婚姻日、退職日の翌日等)での認定をご希望の場合は、必ず事由発生日以前にお勤め先の健康保険窓口までご連絡ください。

【例】

◆ 基本的な提出書類

被扶養者(異動)届〈増加〉	正式に審査を依頼する書類
	⇒ 黒色のボールペン等消すことのできない筆記具で記載してください。
申立書兼申請対象者現況届	申請対象者の現況を申告いただく書類
	⇒ 黒色のボールペン等消すことのできない筆記具で記載してください。
住民票の謄本	住所地が同じで世帯分離している場合は世帯分離分の住民票も必要。
(世帯全員記載・続柄記載分、個人番号の記載がないもの)	★出生による子の扶養申請の場合は不要。
市区町村等が発行する所得証明書 (認定日(認定希望日)時点での最新の年度のもの)	市民税・県民税・府民税・都民税・特別区民税等所得課税・非課税証明書等
	★非課税証明書については、 非課税であっても"O円"等金額記載のあるものが必要 。
	(* (アスタリスク)」や「-」の記載がある場合は不可となります。市区町村に確認をして「0円」の
	記載のある証明書を取得してください。)
	★16歳未満(中学生以下)の子、16歳以上の学生(大学院・大学・短大・高専・高校・予備校・各種
	専門学校)の子の扶養申請の場合は不要。ただし、 夜間部・定時制・通信制等の学生は必要 。

◆ 該当する場合の提出書類

外国籍の場合	在留カード(写)または特別永住者証明書(写)
身心に障害のある場合	障害者手帳(写)
学生の場合	有効期限の記載がある学生証(写)または在学証明書(写)
別居している場合	金融機関等第三者が発行する直近3ヶ月分の送金証明(写) ★振込明細(ATMの利用明細票等)・銀行通帳 送金金額・送金先(申請対象者氏名(フルネーム))・送金主(被保険者氏名(フルネーム)) ・送金日が分かるもの。(銀行通帳の場合、該当箇所以外は黒塗り可) ★被保険者の状況により送金不要の場合があります。
出生による子の場合	配偶者の源泉徴収票等、前年収入が分かる書類(写) ★被保険者の配偶者または出生した子の兄姉が既に被扶養者となっている場合は不要。
申請対象者が配偶者・実子以外の場合	申請対象者と被保険者の関係が分かる戸籍謄本 (写) ★養子縁組した子は必要 ★状況により、配偶者・16歳未満の実子であっても必要となる場合があります。
今まで働いていたが申請時点で無職の場合 (勤務状況、雇用保険の失業等給付の受給状況等により、提出書類 が違うため、具体的な提出書類については、必ずお勤め先の健康保険 窓口にお問い合わせください。)	【例】 (会社に勤めていた場合) 離職票(1)(2)(写)、雇用保険受給資格者証(写)、退職証明書(写)等 (自営業者・農業・貸家・駐車場経営等個人事業をしていた場合) 個人事業廃業届出書(写)等
収入がある場合 (収入の種類、状況により提出書類が違うため、具体的な提出書類につ いては、必ずお勤め先の健康保険窓口にお問い合わせください)	(アルバイト・パート等の給与収入) 直近3ヶ月分の給与明細(写)(申請対象者氏名(フルネーム)・総支給金額・支給年月・給与支払者名(勤務先名)等記載されたもの、通勤交通費も含む) (自営業者・農業・貸家・駐車場経営等個人事業を営んでいる場合の収入) 確定申告書一式(写)(別表・経費明細・青色申告決算書または収支内訳書等、個人番号の記載がないもの) (各種年金収入…3ヶ月以内に受給予定の場合も含む) 年金通知書(写)(振込通知書・改定通知書・支給額変更通知書・見込額照会回答票等) (株式等収入) 確定申告書一式(写)および証券会社が発行している取引明細(写) ★取引明細は取引年月日、金額、申請対象者氏名(フルネーム)が分かるもの。

〈提出書類の注意点〉

- ☆ 添付書類は申請時点での状況が分かるものをご提出ください。
- ☆ 添付書類で姓が異なる場合は、新姓・旧姓が確認できる公的書類(運転免許証の両面、マイナンバーカード、婚姻届受理証明書等)の写しをご提出ください。
- ☆ 各公的証明書は、認定日(認定希望日)より3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください(認定日(認定希望日)時点での最新の年度のもの)。